

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

石川国民年金 事案370

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月及び同年3月

A県で理容店の見習いとして住み込みで働いていたとき、店の主人が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

また、申立人は申立期間に係る保険料を店主が納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人と一緒に働いていたその夫は、自らの国民年金保険料についてその店主が納付してくれていたとしている上、その夫及び申立人の記憶する同僚についての保険料は未納無く納付されており、店主の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間は過年度納付が必要となるが、その夫の加入当初の保険料についても過年度納付した状況がみられることから、店主は、申立人の申立期間に係る保険料についても同様にさかのぼって納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで
国民年金の加入状況及び納付記録に関する通知書が届き、申立期間を含む6か月の保険料未納期間があることを知った。社会保険事務所(当時)に調査を依頼したところ申立期間を除く3か月の納付が認められたが、同時に納付していた姉には未納期間が無く、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の通知を見て未納があると知り、社会保険事務所で期間照会を行ったところ、未納とされていた昭和48年4月から同年6月までの申立期間直前の3か月分に係る保険料の納付が認められ、記録が訂正されている。

また、申立人は、申立期間の始期である昭和48年7月に、婚姻のため転居しているが、転入した市の国民年金被保険者カードに申立期間の国民年金保険料は転出した市で納付済みである旨が記載されているものの、転出した市の国民年金被保険者名簿では未納とされており、上記の記録訂正の事実も踏まえると、当時の市及び社会保険事務所の保険料に係る記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人は、申立期間当時同居していた姉と共に国民年金保険料を納付していたと述べており、同居していた時期の姉の保険料は納付済みである。

加えて、申立期間は3か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案372

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和50年1月23日に、市役所窓口で43年9月から50年3月分までの国民年金保険料を納付したが、48年4月から49年3月までが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

また、申立人は、昭和43年9月から50年3月については、A市発行の国民年金保険料の領収証を所持している。

さらに、特殊台帳により、申立期間の国民年金保険料が納付されていたと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの期間においては、A 事業所（現在は、B 事業所）C 病院 D 部の医師として、また、8 年 5 月 1 日から 9 年 3 月 31 日までの期間においては、同病院 E 科の医師として勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された申立人の人事記録によると、平成 5 年 4 月 1 日に「平成 6 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し、以後更新しない」、6 年 3 月 31 日に「平成 6 年 3 月 30 日限り退職した」、8 年 5 月 1 日に「平成 9 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し、以後更新しない」、9 年 3 月 31 日に「平成 9 年 3 月 30 日限り退職した」、と記録されていることから、申立人の退職日はいずれの年も 3 月 30 日であり、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日（退職日の翌日）と一致している。

また、B 事業所の現在の社会保険担当者は、「当事業所に雇用されている非常勤の医師は、現在は 31 日の離職日となっているが、申立ての当時、年度末の 3 月 30 日が離職日だったと承知している。申立人と同じように年金記録についての問い合わせが数件あった。」と供述している。

さらに、B 事業所の現在の社会保険担当者は、3 月 30 日が離職日の雇用契約を結んでいるので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 3 月 31 日まで A 事業所（現在は B 事業所） C 病院の医師として勤務し、同年 4 月 1 日から D 病院に勤務したが、その間勤務は途切れていないのに、厚生年金保険の加入記録が抜けている。申立期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された申立人の人事記録によると、昭和 62 年 4 月 1 日に「任期は 1 日とする。昭和 63 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し、以後更新しない」、63 年 3 月 31 日に「昭和 63 年 3 月 30 日限り退職した」、と記録されていることから、申立人の退職日は同年 3 月 30 日であり、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日（退職日の翌日）と一致している。

また、B 事業所の現在の社会保険担当者は、「当事業所に雇用されている非常勤の医師は、現在は 31 日の離職日となっているが、申立ての当時、年度末の 3 月 30 日が離職日だったと承知している。申立人と同じように年金記録についての問い合わせが数件あった。」と供述している。

さらに、B 事業所の現在の社会保険担当者は、3 月 30 日が離職日の雇用契約を結んでいるので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。